

全高長 第 70 号
平成 28 年 3 月 8 日

高等学校における特別支援教育の推進に関する
調査研究協力者会議主査 岩井 雄一 様

全国高等学校長協会
会長 宮本 久也
(公印省略)

貴会議の「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について(報告案)」
について、下記の通り意見を述べます

記

1 「特別支援教育の意義」について

現在の高等学校教育現場においては、現実に発達障害等の障害のある生徒が少なからず在籍しており、「報告案」にある、今後の特別支援教育が「発達障害を含む全ての障害を対象として、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されなくてはならない」との内容に賛同する。

同時に、このことが現在設置されている特別支援学校の存在価値に変化を来すものではないということには十分な共通理解が必要である。

2 「高等学校における通級による指導の制度化の意義」について

1の内容を実現するためには、知的障害を除いた障害のある生徒に対する「通級による指導」の実施が、教育効果を向上させるという観点から必要であることは理解できる。しかしその際には、6ページに指摘があるように「指導を受ける生徒の自尊感情や、集団から離れて別の活動を行うこと、自校で周囲の目を気にしながら特別な支援を受けることへの心理的な抵抗感」への配慮が必要となる。特に子供たちにとって、高等学校に在学する期間が精神的に不安定になりがちな思春期という時期であるために、この点への配慮がより一層重要な課題となる。その課題解決のためには、当該生徒本人に対する十分なカウンセリングと共に、周囲の生徒が障害についての正しい認識を持ち、深い理解を示す行動がとれるような全教職員による指導が不可欠である。高校現場の状況から判断すると、このような指導を徹底することにより、大多数の生徒は当該生徒本人に対して理解を示し、暖かい眼差しで見守ることができると考えている。

3 「通級による指導の制度設計」について

記述にもあるように高等学校においては単位制を採用しており、現状において、学習到達度が当該校で設定している許容範囲を下回る、出席時間が基準に達していない等の理由で単位不認定となる例も少数ではあるが存在し、その中には必修科目の単位不認定や進級基準の総単位数に到達できずに現学年留置となる例もある。このような状況の中で、通級による指導の教育課程をどのような形で入れ込むか、単位修得の基準をどのように設定するのかは、他の生徒に対して公平性の面で合理的かつ疑問を抱かせない方策を含めて検討していかなければならない。

知的障害のある生徒を通級による指導の対象とすることについては9ページに記載があるような困難な面も認められることから、小・中学校における対応と同じ扱いとする

ことに賛同する。

「通級による指導が必要となる生徒の判断手続き」については、中学校において「個別の教育支援計画」が作成され、高等学校への迅速な引き継ぎがなされるのは好ましいことである。しかし、その実施により中学校の担当教員にさらなる負担がかからないような配慮が必要である。

「担当教員に必要な資格」については、12ページに記載されているように「特別支援教育に関する知識を有し、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導に専門性や経験を有する教員」が望ましいと考える。

また、「全ての教職員の特別支援教育への理解を深め」かつ「他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善」を促進することは重要なことであると考えられる。

4 「通級指導制度化後の充実方策」について

2において、本人及び周囲の生徒に対する心理的な部分への対応の必要性を記したが、制度を滞りなく定着させ実効性を持たせるためには、人的・設備的な条件整備の裏付けが必要不可欠である。

まず、当該生徒一人一人の「障害の状態に応じて各教科・科目の内容を補充するための特別の指導」に関わる「つまづきや困難の原因を分析し、それに応じた教材を準備して、内容の理解を促す」方策を考えこれを実施するためには、指導を担当する中核的教員・通級指導担当教員等には個々の生徒への対応等において膨大な時間が必要である。その時間を生み出す方策としては、このような教員の該当校への加配配置や大幅な持ち時数の削減という人的な配慮が求められる。

また、「全ての教職員の特別支援教育への理解を深め」かつ「他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善」をするために、担当教員以外の教員に対する研修が必要となるが、現在の勤務形態がかなり過密になっていることを考慮すると、この部分の改善を行わずに研修を全教員必須とするのにはかなりの物理的な困難さが伴い、無理に実施をすると他の教育面への好ましくない影響が生ずる可能性が否定できない。

このように、通級による指導を有効に実施するためには「体制の整備」が不可欠である。それには「通級指導実施のために必要となる人的・物的体制の整備への支援」、具体的には「必要な教員定数の加配措置や講師時数増加への予算措置」、「施設設備の生徒の障害の状態や特性等に応じた整備」が必要となる。この人的・物的予算が確保されないと、制度は取り入れられたものの実効性は大幅に減少するという事態が生ずることが危惧される。このことは、関係教員の努力とは別次元の問題である。特別支援コーディネーターについても、現在、一部で実施されているそれまでの職務内容に上乗せするような勤務形態は避け、予算面での対応を十分に行うことにより、加配措置や講師時数の配慮等の施策を実現し、該当教員の勤務軽減措置が施されなければ実効性の確保は難しいと言わざるを得ない。

これらの事柄を考慮すると通級指導の制度化を図る際には、予算の確保等の「体制の整備」を実行に移すことが不可欠の条件とすることができる。

総体的にはこのような課題が考えられるが、後半に記載がある「障害のある生徒への支援を特定の教員任せにしない組織的な体制作り」や「通級による指導担当教員と当該生徒の他の授業担当教員間における情報共有」等、そして、それぞれの教員による「さらなる授業改善」や「一層の生徒理解」は学校内における制度設計が可能であり、校長の判断と組織運営で実行可能であると考えられる。

これらの事柄に加え、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会の判断の下に、特別支援学校と高等学校間の人事交流を促進することも、本制度充実のための有効な方策の一つであると考えている。